

〔別紙〕

様式1

## 事業報告書

(自 令和 4年 9月 1日 至 令和 5年 8月 31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 三宅脳神経外科医院
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人
- 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市若草町3番21号
- (3) 設立認可年月日 平成11年 8月26日
- (4) 設立登記年月日 平成11年 9月 8日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人三宅脳神経外科医院	長崎県長崎市若草町3番21号	一般病床 3床 療養病床 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)  
該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)  
該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 4年 10月 12日 令和3年度第23期決算の決定
- 令和 5年 1月 6日 理事の増員
- 令和 5年 8月 31日 令和5年度第25期の事業計画及び収支予算の決定
- 〃 令和5年度第25期の借入金額の最高限度額の決定

法人名 医療法人 三宅脳神経外科医院

※医療法人整理番号 一人 4 6 2

所在地 長崎市若草町 3 番 2 1 号

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	109,763	I 流 動 負 債	34,679
II 固 定 資 産	52,620	II 固 定 負 債	80,000
1 有 形 固 定 資 産	7,551	負 債 合 計	114,679
2 無 形 固 定 資 産	525	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	44,544	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	508	I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	38,212
		純 資 産 合 計	48,212
資 産 合 計	162,891	負 債 ・ 純 資 産 合 計	162,891

法人名 医療法人 三宅脳神経外科医院

※医療法人整理番号 一人 4 6 2

所在地 長崎市若草町 3 番 2 1 号

損 益 計 算 書

(自 令和 4 年 9 月 1 日 至 令和 5 年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	117,881
2 事業費用	128,235
事業利益	-10,354
II 事業外収益	1,931
III 事業外費用	691
経常利益	-9,114
IV 特別損失	0
税引前当期純利益	-9,114
法人税等	71
当期純利益	-9,185

様式 2

法人名 医療法人 三宅脳神経外科医院  
 所在地 長崎県長崎市若草町3番21号

※医療法人整理番号 一人462

財 産 目 録  
 (令和 5年 8月31日現在)

1. 資 産 額 162,891 千円  
 2. 負 債 額 114,679 千円  
 3. 純 資 産 額 48,212 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	109,763
B 固 定 資 産	52,620
C 繰 延 資 産	508
C 資 産 合 計 (A+B)	162,891
D 負 債 合 計	114,679
E 純 資 産 (C-D)	48,212

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 三宅脳神経外科医院

理事長 三宅 仁志 殿

私は、医療法人 三宅脳神経外科医院 の令和4会計年度（令和4年9月1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年10月17日

医療法人 三宅脳神経外科医院

監事 三宅 純代